

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	2 - 関東 1 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 1月28日
【会社名】	三菱地所株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 吉田 淳一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	0 3 ( 3 2 8 7 ) 5 1 0 0
【事務連絡者氏名】	経理部ユニットリーダー 石井 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	0 3 ( 3 2 8 7 ) 5 2 9 6
【事務連絡者氏名】	経理部ユニットリーダー 石井 徹
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無 担保社債(劣後特約付) 80,000百万円 第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無 担保社債(劣後特約付) 35,000百万円 計 115,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2020年 8月 7日
効力発生日	2020年 8月16日
有効期限	2022年 8月15日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 400,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 400,000百万円  
(400,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
三菱地所株式会社横浜支店  
(横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号)  
三菱地所株式会社中部支店  
(名古屋市中区栄二丁目3番1号)  
三菱地所株式会社関西支店  
(大阪市北区天満橋一丁目8番30号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)(第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(60年債))】

銘柄	三菱地所株式会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金80,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金80,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	(1)2021年2月3日の翌日から2026年2月3日(当日を含む。)までの利払日においては、年0.66% (2)2026年2月3日の翌日から2031年2月3日(当日を含む。)までの利払日においては、利率決定日(別記「利息支払の方法」欄第1項(2)イに定義する。)における6ヶ月ユーロ円ライプー(別記「利息支払の方法」欄第1項(2)イに定義する。)に0.70%を加えた値 (3)2031年2月3日の翌日から2046年2月3日(当日を含む。)までの利払日においては、利率決定日における6ヶ月ユーロ円ライプーに0.95%を加えた値 (4)2046年2月3日の翌日以降の利払日においては、利率決定日における6ヶ月ユーロ円ライプーに1.70%を加えた値
利払日	毎年2月3日及び8月3日

## 利息支払の方法

## 1. 利息支払の方法及び制限

## (1)利息支払の方法

イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（別記「償還の方法」欄第2項(1)に定義する。ただし、期限前償還される場合は期限前償還日）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日）の翌日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含む。）までの各期間（以下「利息計算期間」という。）について支払う。

「利払日」とは、初回を2021年8月3日とし、その後毎年2月3日及び8月3日（ただし、期限前償還される場合は期限前償還日）をいう。

ロ( )2021年2月3日の翌日から2026年2月3日（当日を含む。）までの本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。なお、その場合も支払われる利息額の調整は行われない。

各社債権者が各口座管理機関（別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本(i)において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄(1)に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半か年に満たない期間につき通貨あたりの利子額を計算するときは、かかる金額をその半か年間の日割で計算した金額）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

( )2026年2月3日の翌日以降の本社債の利息は、本項(2)により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、前銀行営業日に繰り上げる。

各社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本( )において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄(2)乃至(4)の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

ハ 本社債の償還日後は、当該償還（本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息及び任意未払残高（本項(3)ハ(i)に定義する。）は、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い償還とともに支払われる。

ニ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）6. 劣後特約）に定める劣後特約に従う。

## (2)各利息計算期間の適用利率の決定

イ 別記「利率」欄(2)乃至(4)の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の支払期日（初回の利息計算期間については払込期日）の2 ロンドン銀行営業日前（以下「利率基準日」という。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁（ICE Benchmark Administration Limited(又は下記レートの管理を承継するその他の者)が管理する円預金のロンドン銀行間オフアード・レートを表示するロイ

ターの3750頁又はその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されているロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に基づき、別記「利率」欄(2)乃至(4)の規定に従って、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌日。以下「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。

ロ 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日に利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当社が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在にロンドン銀行間市場においてそれらの利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「提示レート」という。)の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。

ハ 本(2)ロの場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)とする。

ニ 本(2)ロの場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当社は当社が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された6ヶ月ユーロ円ライボーと同率とする。

ホ 当社が、代替参照レート移行事由(本ホ( )に定義する。)が発生したと決定した場合には、本(2)ロ乃至ニの規定にかかわらず、当該決定の時点(ただし、代替参照レート移行事由の定義に定める )のみが発生したと当社が決定した場合においては、当社が代替参照レート移行事由が発生したと決定した日と6ヶ月ユーロ円ライボーの算出若しくは管理又は関連する運営者が6ヶ月ユーロ円ライボーの提供を恒久的に中止したと当社が決定した日のいずれか遅い日。)及び初回任意償還日の30銀行営業日前のうちいずれか遅い方の時点以降は、以下の規定を適用した上で本社債の利率を決定する。ただし、当社は、代替参照レート移行事由に該当する事実が発生したと判断した場合であっても、その時点における市場慣行を考慮のうえ、代替参照レート移行事由が発生したと決定しないことができる。なお、本ホにより又はこれに準じて6ヶ月ユーロ円ライボーの代替金利(以下「代替基準金利」という。)が決定された後においても、当社が、代替基準金利を再度変更することが適切であると合理的に判断する場合には、本ホに準じて再度代替基準金利を決定することができるものとする。

( )当社は、すべての将来の変動利息期間(2026年2月3日の翌日以降に開始する利息計算期間をいう。以下同じ。)に関し、6ヶ月ユーロ円ライボーを後継又は代替するレート(以下「代替参照レート」という。)、代替するスクリーン頁又は情報源(以下「代替スクリーン頁」という。)及びスプレッド調整(本ホ( )に定義する。)を、各変動利息期間に係る利率決定日の5銀行営業日前(以下「代替参照レート決定期限」という。)までに決定するため、代替参照レート決定アドバイザー(本ホ( )に定義する。)を選任する合理的な努力をする。ただし、当

社が合理的な努力をしたにもかかわらず代替参照レート決定アドバイザーを任命することができない場合には、当社が本ホの規定に従い代替参照レート、代替スクリーン頁及びスプレッド調整を決定する。

- ( )代替参照レートは、代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社。）が、代替参照レート決定期限までにフォールバック・レート（本ホ( )に定義する。）に含まれるもので利用可能なもののうち、下記に定める優先順位の最も高いものとして決定するものをいう。ただし、代替参照レート決定アドバイザーが選任されている場合においては、当該代替参照レート決定アドバイザーは、フォールバック・レートのうち、当社が予め定めた優先順位に従って代替参照レートを決定することがその時点における当局等による推奨内容又は市場慣行に反すると当該代替参照レート決定アドバイザーが判断した場合は、関連監督当局等による推奨内容及び当該時点における市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、代替参照レートとして決定することができる。
- ( )代替参照レートが本ホ( )に従い決定される場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を適用する必要があると代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が判断したときは、スプレッド調整に含まれるもので利用可能なもののうち、下記に定める優先順位の最も高いものをスプレッド調整として決定する。ただし、代替参照レート決定アドバイザーが選任されている場合においては、当該代替参照レート決定アドバイザーは、スプレッド調整のうち、当社が予め定めた優先順位に従ってスプレッド調整を決定することがその時点における市場慣行に反すると判断した場合は、関連監督当局等による推奨内容又は当該時点における市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、又はスプレッド調整に含まれないもので利用可能なものを、スプレッド調整として決定することができる。この場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を反映させたものがすべての将来の変動利息期間に係る代替基準金利となり、これが6ヶ月ユーロ円ライボを代替するものとして本社債の利率を決定する。
- ( )本ホの規定にかかわらず、当該規定に従い代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定することができないと代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が判断した場合、代替参照レートによる6ヶ月ユーロ円ライボの代替は行われず、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボは、代替参照レート決定期限が属する利息計算期間に使用された6ヶ月ユーロ円ライボと同率とする（ただし、代替参照レート決定期限の直後の利息計算期間が2026年2月3日の翌日を初日とする利息計算期間である場合、別記「利率」欄(2)の規定にかかわらず、当該各利息計算期間について同号の規定に基づき決定される各利率は、同欄(1)に定める利率と同率とする。）。
- ( )代替参照レート決定アドバイザー（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社）が、代替参照レートを本ホ( )に従って決定した場合、当社は、代替参照レート決定アドバイザーと協議の上（代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には単独の裁量で）、代替参照レートに関する市場慣行に従うために、利率決定日、利率基準日、銀行営業日の定義、レート又はその見積りを取得する回数、利息の日割計算方法若しくは営業日調整に関する規定、及び代替参照レートが代替スクリーン頁に表示されない場合の取扱い（併せて以下「代替的取扱い」という。）を定めることができ、また、本要項につき代替参照レート及びスプレッド調整の適切な運用に必要であると誠実

に判断する範囲内で変更(以下「本変更」という。)を行うことができる。適用ある法令上許容される範囲内で、代替参照レート、代替スクリーン頁若しくはスプレッド調整の決定、代替的取扱い、本変更又はその他の必要な変更及び措置(必要な場合、当社又は財務代理人による契約書類の締結又はその他の措置の実行を含む。)に関して、本社債権者の同意は不要とする。

( ) 当社は、代替参照レート、代替スクリーン頁、スプレッド調整その他本ホ( )に基づく変更を決定した後速やかに、財務代理人にかかる事項を書面で通知し、その後実務上可能な限り速やかに、その旨を本社債権者に対して通知又は公告する。

( ) 本ホ( )乃至(vi)の規定にかかわらず、当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い、期限前償還日において本社債を期限前償還する旨を社債権者に通知した場合、当社は代替参照レートを決定しないものとする。

( ) 本ホにおける用語の定義は、以下のとおりとする。

「代替参照レート移行事由」とは、以下の 乃至 のいずれか又は複数の事由をいう。

6ヶ月ユーロ円ライボアの算出若しくは管理又は関連する運営者、当該運営者の監督当局、当該運営者の破綻・解散処理当局若しくは当該運営者に対する破綻・解散処理権限を有する管轄裁判所が6ヶ月ユーロ円ライボアの公表を他社に承継することなく恒久的に中止する予定である旨又は中止した旨を公表した場合

6ヶ月ユーロ円ライボアの算出若しくは管理又は関連する運営者の監督当局が、(A)6ヶ月ユーロ円ライボアが金利指標性を失った又は将来の一定の期日をもって金利指標性を失うこと及び金利指標性が回復されないことを判断した旨を公表し、及び(B)当該公表が、各種契約において規定された、当該監督当局による6ヶ月ユーロ円ライボアの公表中止前の宣言によって発効するフォールバック条項を適用させるための契約上の条件を満たすこととなることを認識した上でなされる旨を公表した場合

法令等(日本及び外国の法令、ガイドライン、監督指針を含むがこれらに限られない。)又は関連監督当局等(下記に定義する。)の公表文書若しくは声明に基づき、6ヶ月ユーロ円ライボアを参照金利として決定された利率により計算された金額を本社債の利息として支払うことが禁止された、又は禁止されることとなった場合

「関連監督当局等」とは、

中央銀行、財務当局、金融当局若しくはライボア運営機関の監督当局、又は

中央銀行、財務当局、金融当局若しくはライボア運営機関の監督当局が主催する若しくは運営事務を司る、若しくはその要請により設立される会議体(作業部会、委員会及び勉強会を含む。)をいう。

「代替参照レート決定アドバイザー」とは、当社が自らの費用負担により代替参照レートの決定権者として選任する債券資本市場において活動する適切な金融知識を備えた定評ある金融機関をいう。

「フォールバック・レート」とは以下のものをいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

6ヶ月物のターム物RFR金利(スワップ)(下記に定義する。)

オーバーナイトRFR複利(後決め)(下記に定義する。)

関連監督当局等が推奨する指標

6ヶ月ユーロ円ライボアの代替指標として、ISDA定義集(下記に定義する。)が定めるもの

代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が選定する指標

「ターム物RFR金利(スワップ)」とは、日本円オーバーナイト・インデックス・スワップに関する市場データに基づいて構築される指標(又はその後継指標)で代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるものをいう。

「オーバーナイトRFR複利(後決め)」とは、支払われる利息の対象期間の開始日から終了日までの実際の無担保コールオーバーナイト物レートを日次複利で積み上げる方法(ただし、利息を支払うべき日に利息を支払うための実務上の調整を含み、当該方法及び調整は、代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が関連監督当局等による推奨内容又はその時点における市場慣行を考慮のうえ決定する。)により算出されたものとして代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるレートをいう。

「ISDA定義集」とは、国際スワップ・デリバティブズ協会(International Swaps and Derivatives Association、以下「ISDA」という。)(又は承継するその他の者)が公表している2006年版ISDA定義集(その後の訂正及び補足書類を含む。)又はその時々公表される金利デリバティブに関する承継する定義集をいう。

「スプレッド調整」とは、6ヶ月ユーロ円ライボを代替参照レートで代替する結果として本社債権者に及び経済的な不利益又は利益を、その状況において合理的な範囲で削減又は除去するために、かかる代替参照レートの調整に必要なスプレッド(正、負又は零のいずれもあり得る。)又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法をいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が、6ヶ月ユーロ円ライボの代替参照レートへの代替に関連して、関連監督当局等により正式に推奨されていると認識又は確認していると判断するスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法

上記に規定する推奨がなされない場合(かかる推奨に従ってスプレッドを算出することが実務上困難な場合を含む。)、代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が6ヶ月ユーロ円ライボを参照する債券資本市場取引において、6ヶ月ユーロ円ライボが代替参照レートに代替された場合の市場慣行として使用されていると認識又は確認されていると判断するスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法

上記に規定する市場慣行として使用されているものが認識又は確認されない場合、代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が、その時点における市場慣行を考慮の上、その裁量により、合理的かつ適切であると判断するスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法(6ヶ月ユーロ円ライボの代替指標としてISDA定義集において定められているものに適用されるスプレッド調整及び実務上取得可能な一定期間における過去の6ヶ月ユーロ円ライボと代替参照レートの差の平均値又は中央値を算出する方法を含むが、これに限られない。)

へ 当社は、別記((注)3.財務代理人)に定める財務代理人に本(2)イ乃至ニに定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。

ト 当社及び財務代理人は、その本店において、各利息計算期間の開始日から5日以内(利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。)に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## (3)任意停止

## イ 利払いの任意停止

当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）及び財務代理人に対し任意停止金額（下記に定義する。）の通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる（当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」という。）。なお、当該任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日（この日を含む。）までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄に定める利率による利息（以下「追加利息」という。）が付される（なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。）。

## ロ 任意支払

当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の一部又は全部を支払うことができる。

当該支払は、弁済される利払日時点の本社債権者に支払われる。

## ハ 強制支払

## ( ) 劣後株式への支払による強制支払

上記イの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日の翌日）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の又はの事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）又は強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払残高（各本社債に関して、その時点において残存するすべての任意停止金額及びこれに対する追加利息のことをいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。

当社が当社普通株式並びに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（以下併せて「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」という。）第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合又は支払を行った場合

当社が劣後株式の買入れ又は取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）

- (a) 会社法第155条第8号乃至第13号に基づく事由
  - (b) 会社法第192条第1項に基づく単元未払株主からの買取請求
  - (c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項又は第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求
  - (d) 会社法第116条第1項又は第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求
  - (e) 会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得
  - (f) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由
- 「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行若しくは募集又は借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。

	<p>ただし、当該証券又は借入れに関して支払われ得る価格、利率又は配当率を考慮しない。</p> <p>「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）及び同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。</p> <p>「優先株式」とは、当社が今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。</p> <p>「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記（（注）6．劣後特約）に定義する。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、本社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。</p> <p>( ) 同順位証券への支払による強制支払</p> <p>上記イの規定にかかわらず、任意停止利払日（当日を含む。）から当該任意停止利払日の直後の利払日（当日を含まない。）までの期間において同順位証券に関する配当又は利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日に、当該任意停止利払日に係る任意停止金額及びこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。</p> <p>二 任意未払残高の支払</p> <p>( ) 当社は、任意未払残高の一部又は全部を支払う場合、弁済する当該利払日又は償還日の12銀行営業日前までに、本社債権者及び財務代理人に対し支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」という。）及び該当任意停止利払日の通知を行う。その場合、支払われる金額は、各社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。本(i)において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>( ) 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額及びこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額及びこれに対する追加利息の内訳を財務代理人に通知する。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）10．元利金の支払）記載のとおり。</p>
償還期限	2081年2月3日

## 償還の方法

## 1. 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

ただし、期限前償還の場合は、本欄第2項(2)に定める金額による。

## 2. 償還の方法及び期限

## (1) 満期償還

本社債の元金は、2081年2月3日(以下「満期償還日」という。)に、同日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。

## (2) 期限前償還

本項(1)の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。

## イ 当社の選択による期限前償還

当社は、2026年2月3日(以下「初回任意償還日」という。)及び2026年2月3日以降の各利払日(以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。)において、30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び別記(注)3.財務代理人)に定める財務代理人に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で、任意償還日(当日を含む。)までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。

## ロ 税制事由による期限前償還

払込期日以降に税制事由(下記に定義する。)が生じ、かつ継続している場合、当社は、30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び財務代理人に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、(i)当社が当該期限前償還のために設定する日(以下「税制事由償還日」という。)が初回任意償還日以前の日(初回任意償還日当日を除く。)である場合には、各社債の金額100円につき金101円で、又は(ii)税制事由償還日が初回任意償還日以降の日(初回任意償還日当日を含む。)である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、税制事由償還日(当日を含む。)までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法(昭和40年法律第34号)第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。

## ハ 資本性変更事由による期限前償還

払込期日以降に資本性変更事由(下記に定義する。)が生じ、かつ継続している場合、当社は、30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び財務代理人に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、(i)当社が当該期限前償還のために設定する日(以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。)が初回任意償還日以前の日(初回任意償還日当日を除く。)である場合には、各社債の金額100円につき金101円で、又は(ii)資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日(初回任意償還日当日を含む。)である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、資本性変更事由償還日(当日を含む。)までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。

「資本性変更事由」とは、信用格付業者(株式会社格付投資情報センター、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。)のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、当該信用格付業者が

	<p>認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。</p> <p>(3)本社債の満期償還日又は期限前償還日(併せて以下「償還日」という。)が東京における銀行休業日にあたる場合は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2026年2月3日までに期限前償還される場合で当該日が東京における銀行休業日にあたる場合は、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、業務規程等により買入消却の申請が認められない日を除く。</p> <p>(5)本社債の償還又は買入れについては、本項のほか、別記(注)6.劣後特約)に定める劣後特約に従う。</p> <p>3.償還元金の支払場所 別記(注)10.元利金の支払)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年1月28日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年2月3日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

## (注)1.信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

## (1)株式会社格付投資情報センター(以下「R&amp;I」という。)

信用格付:A(取得日 2021年1月28日)

入手方法:R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号:03-6273-7471

## (2)S&amp;Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&amp;P」という。)

信用格付:A-(取得日 2021年1月28日)

入手方法:S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。

問合せ電話番号:03-4550-8000

## (3)ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

信用格付:Ba1(取得日 2021年1月28日)

入手方法:ムーディーズのホームページ(<https://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。

問合せ電話番号:03-5408-4100

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがあ

る。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、本社債権者は当社に対し、社債券の発行を請求することができる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、記名式への変更、その分割又は併合は行わない。

## 3. 財務代理人

- (1) 当社は、別に定める財務代理契約証書に基づき、株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)に本社の財務代理事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債に関して、本社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告し、公告した日から30日の経過期間を経てこれを行うことができる。
- (4) 本社債権者が財務代理人に請求又は通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。
- (5) 当社は、その本店及び財務代理人の本店に財務代理契約証書の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 4. 社債管理者の不設置

本社は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社の債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

## 5. 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

## 6. 劣後特約

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後速やかに、本社債権者及び財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の(i)及び(ii)を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

( ) 劣後事由の発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

( ) 劣後事由の発生日における当該本社債に関する任意未払残高及び劣後事由の発生日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件(下記に定義する。)が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

( ) 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合

( ) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法(平成16年法律第75号)(以下「破産法」という。)の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

( ) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法(平成14年法律第154号)(以下「会社更生法」という。)の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

( ) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法(平成11年法律第225号)(以下「民事再生法」という。)の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

( ) 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権若しくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- ( ) 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- ( ) 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合
- ( ) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- ( ) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- ( ) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたとであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

#### 7. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

#### 8. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、本（注）6. に規定される劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

#### 9. 法令の改正等に伴う読み替えその他の措置

会社法その他法令の改正等、本社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は所要の措置を講じるものとする。

#### 10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金（任意停止金額及びこれに対する追加利息を含む。）は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われる。

#### 11. 発行代理人及び支払代理人

業務規程等に基づき本社債の発行代理人及び支払代理人が行うべき業務は財務代理人が行う。

#### 12. 公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載する。

#### 13. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当る本社債を有する本社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）2. ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を提示したうえ、社債権者集会の

目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

- (3) (注)13. 第(1)号及び第(2)号に伴う事務手続については、当社は財務代理人にその事務を委託する。
- (4) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (5) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前4号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

#### 14. 社債要項の公示

当社は、その本店及び財務代理人の本店に本社債の社債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

**2【社債の引受け及び社債管理の委託(第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(60年債))】****(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	40,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額4億8,000万円とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	20,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,000	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	2,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,000	
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,000	
計	-	80,000	

**(2)【社債管理の委託】**

該当事項はありません。

## 3【新規発行社債(短期社債を除く。)(第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(60年債))】

銘柄	三菱地所株式会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金35,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金35,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	(1)2021年2月3日の翌日から2033年2月3日(当日を含む。)までの利払日においては、年0.97% (2)2033年2月3日の翌日から2053年2月3日(当日を含む。)までの利払日においては、利率決定日(別記「利息支払の方法」欄第1項(2)イに定義する。)における6ヶ月ユーロ円ライボ(別記「利息支払の方法」欄第1項(2)イに定義する。)に1.10%を加えた値 (3)2053年2月3日の翌日以降の利払日においては、利率決定日における6ヶ月ユーロ円ライボに1.85%を加えた値
利払日	毎年2月3日及び8月3日

## 利息支払の方法

## 1. 利息支払の方法及び制限

## (1)利息支払の方法

イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（別記「償還の方法」欄第2項(1)に定義する。ただし、期限前償還される場合は期限前償還日）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日）の翌日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含む。）までの各期間（以下「利息計算期間」という。）について支払う。

「利払日」とは、初回を2021年8月3日とし、その後毎年2月3日及び8月3日（ただし、期限前償還される場合は期限前償還日）をいう。

ロ( )2021年2月3日の翌日から2033年2月3日（当日を含む。）までの本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。なお、その場合も支払われる利息額の調整は行われない。

各社債権者が各口座管理機関（別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本(i)において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄(1)に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半か年に満たない期間につき通貨あたりの利子額を計算するときは、かかる金額をその半か年間の日割で計算した金額）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

( )2033年2月3日の翌日以降の本社債の利息は、本項(2)により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、前銀行営業日に繰り上げる。

各社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本( )において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄(2)及び(3)の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

ハ 本社債の償還日後は、当該償還（本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息及び任意未払残高（本項(3)ハ(i)に定義する。）は、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い償還とともに支払われる。

ニ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）6. 劣後特約）に定める劣後特約に従う。

## (2)各利息計算期間の適用利率の決定

イ 別記「利率」欄(2)及び(3)の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の支払期日（初回の利息計算期間については払込期日）の2 ロンドン銀行営業日前（以下「利率基準日」という。）のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁（ICE Benchmark Administration Limited(又は下記レートの管理を承継するその他の者)が管理する円預金のロンドン銀行間オファード・レートを表示するロイターの3750頁又はその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。）に表示されているロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート（以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。）に基

づき、別記「利率」欄(2)及び(3)の規定に従って、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌日。以下「利率決定日」という。)に当社がこれを決定する。

- ロ 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボースがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日に利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当社が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在にロンドン銀行間市場においてそれらの利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6ヶ月預金のオフアード・レート(以下「提示レート」という。)の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボースとする。
- ハ 本(2)ロの場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボースは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)とする。
- ニ 本(2)ロの場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当社は当社が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボースとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボースは、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された6ヶ月ユーロ円ライボースと同率とする。
- ホ 当社が、代替参照レート移行事由(本ホ( )に定義する。)が発生したと決定した場合には、本(2)ロ乃至ニの規定にかかわらず、当該決定の時点(ただし、代替参照レート移行事由の定義に定める )のみが発生したと当社が決定した場合においては、当社が代替参照レート移行事由が発生したと決定した日と6ヶ月ユーロ円ライボースの算出若しくは管理又は関連する運営者が6ヶ月ユーロ円ライボースの提供を恒久的に中止したと当社が決定した日のいずれか遅い日。)及び初回任意償還日の30銀行営業日前のうちいずれか遅い方の時点以降は、以下の規定を適用した上で本社債の利率を決定する。ただし、当社は、代替参照レート移行事由に該当する事実が発生したと判断した場合であっても、その時点における市場慣行を考慮のうえ、代替参照レート移行事由が発生したと決定しないことができる。なお、本ホにより又はこれに準じて6ヶ月ユーロ円ライボースの代替金利(以下「代替基準金利」という。)が決定された後においても、当社が、代替基準金利を再度変更することが適切であると合理的に判断する場合には、本ホに準じて再度代替基準金利を決定することができるものとする。
- ( )当社は、すべての将来の変動利息期間(2033年2月3日の翌日以降に開始する利息計算期間をいう。以下同じ。)に関し、6ヶ月ユーロ円ライボースを後継又は代替するレート(以下「代替参照レート」という。)、代替するスクリーン頁又は情報源(以下「代替スクリーン頁」という。)及びスプレッド調整(本ホ( )に定義する。)を、各変動利息期間に係る利率決定日の5銀行営業日前(以下「代替参照レート決定期限」という。)までに決定するため、代替参照レート決定アドバイザー(本ホ( )に定義する。)を選任する合理的な努力をする。ただし、当社が合理的な努力をしたにもかかわらず代替参照レート決定アドバイザーを任命することができない場合には、当社が本ホの規定に従い代替参照レート、代替スクリーン頁及びスプレッド調整を決定する。
- ( )代替参照レートは、代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社。)が、代替参照レート決定期限までにフォールバック・レート(本ホ( )に定義す

る。)に含まれるもので利用可能なものうち、下記に定める優先順位の最も高いものとして決定するものをいう。ただし、代替参照レート決定アドバイザーが選任されている場合においては、当該代替参照レート決定アドバイザーは、フォールバック・レートのうち、当社が予め定めた優先順位に従って代替参照レートを決定することがその時点における当局等による推奨内容又は市場慣行に反すると当該代替参照レート決定アドバイザーが判断した場合は、関連監督当局等による推奨内容及び当該時点における市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、代替参照レートとして決定することができる。

- ( ) 代替参照レートが本ホ( )に従い決定される場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を適用する必要があると代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が判断したときは、スプレッド調整に含まれるもので利用可能なものうち、下記に定める優先順位の最も高いものをスプレッド調整として決定する。ただし、代替参照レート決定アドバイザーが選任されている場合においては、当該代替参照レート決定アドバイザーは、スプレッド調整のうち、当社が予め定めた優先順位に従ってスプレッド調整を決定することがその時点における市場慣行に反すると判断した場合は、関連監督当局等による推奨内容又は当該時点における市場慣行を考慮のうえ、予め定めた優先順位を変更し、変更後の優先順位の最も高いものを、又はスプレッド調整に含まれないもので利用可能なものを、スプレッド調整として決定することができる。この場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を反映させたものがすべての将来の変動利息期間に係る代替基準金利となり、これが6ヶ月ユーロ円ライボを代替するものとして本社債の利率を決定する。
- ( ) 本ホの規定にかかわらず、当該規定に従い代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定することができないと代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が判断した場合、代替参照レートによる6ヶ月ユーロ円ライボの代替は行われず、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボは、代替参照レート決定期限が属する利息計算期間に使用された6ヶ月ユーロ円ライボと同率とする(ただし、代替参照レート決定期限の直後の利息計算期間が2033年2月3日の翌日を初日とする利息計算期間である場合、別記「利率」欄(2)の規定にかかわらず、当該各利息計算期間について同号の規定に基づき決定される各利率は、同欄(1)に定める利率と同率とする。 )。
- ( ) 代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が、代替参照レートを本ホ( )に従って決定した場合、当社は、代替参照レート決定アドバイザーと協議の上(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には単独の裁量で)、代替参照レートに関する市場慣行に従うために、利率決定日、利率基準日、銀行営業日の定義、レート又はその見積りを取得する回数、利息の日割計算方法若しくは営業日調整に関する規定、及び代替参照レートが代替スクリーン頁に表示されない場合の取扱い(併せて以下「代替的取扱い」という。)を定めることができ、また、本要項につき代替参照レート及びスプレッド調整の適切な運用に必要であると誠実に判断する範囲内で変更(以下「本変更」という。)を行うことができる。適用ある法令上許容される範囲内で、代替参照レート、代替スクリーン頁若しくはスプレッド調整の決定、代替的取扱い、本変更又はその他の必要な変更及び措置(必要な場合、当社又は財務代理人による契約書類の締結又はその他の措置の実行を含む。)に関して、本社債権者の同意は不要とする。
- ( ) 当社は、代替参照レート、代替スクリーン頁、スプレッド調整その他本ホ( )に基づく変更を決定した後速やかに、財務代理人にかかる事項を書面で通知し、その後実務上可能な限り速やかに、その旨を本社債権者に対して通知又は公告する。

( )本ホ( )乃至(vi)の規定にかかわらず、当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い、期限前償還日において本社債を期限前償還する旨を社債権者に通知した場合、当社は代替参照レートを決定しないものとする。

( )本ホにおける用語の定義は、以下のとおりとする。

「代替参照レート移行事由」とは、以下の 乃至 のいずれか又は複数の事由をいう。

6ヶ月ユーロ円ライボの算出若しくは管理又は関連する運営者、当該運営者の監督当局、当該運営者の破綻・解散処理当局若しくは当該運営者に対する破綻・解散処理権限を有する管轄裁判所が6ヶ月ユーロ円ライボの公表を他社に承継することなく恒久的に中止する予定である旨又は中止した旨を公表した場合

6ヶ月ユーロ円ライボの算出若しくは管理又は関連する運営者の監督当局が、(A)6ヶ月ユーロ円ライボが金利指標性を失った又は将来の一定の期日をもって金利指標性を失うこと及び金利指標性が回復されないことを判断した旨を公表し、及び(B)当該公表が、各種契約において規定された、当該監督当局による6ヶ月ユーロ円ライボの公表中止前の宣言によって発効するフォールバック条項を適用させるための契約上の条件を満たすこととなることを認識した上でなされる旨を公表した場合

法令等(日本及び外国の法令、ガイドライン、監督指針を含むがこれらに限られない。)又は関連監督当局等(下記に定義する。)の公文書若しくは声明に基づき、6ヶ月ユーロ円ライボを参照金利として決定された利率により計算された金額を本社債の利息として支払うことが禁止された、又は禁止されることとなった場合

「関連監督当局等」とは、

中央銀行、財務当局、金融当局若しくはライボ運営機関の監督当局、又は

中央銀行、財務当局、金融当局若しくはライボ運営機関の監督当局が主催する若しくは運営事務を司る、若しくはその要請により設立される会議体(作業部会、委員会及び勉強会を含む。)をいう。

「代替参照レート決定アドバイザー」とは、当社が自らの費用負担により代替参照レートの決定権者として選任する債券資本市場において活動する適切な金融知識を備えた定評ある金融機関をいう。

「フォールバック・レート」とは以下のものをいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

6ヶ月物のターム物RFR金利(スワップ)(下記に定義する。)

オーバーナイトRFR複利(後決め)(下記に定義する。)

関連監督当局等が推奨する指標

6ヶ月ユーロ円ライボの代替指標として、ISDA定義集(下記に定義する。)が定めるもの

代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が選定する指標

「ターム物RFR金利(スワップ)」とは、日本円オーバーナイト・インデックス・スワップに関する市場データに基づいて構築される指標(又はその後継指標)で代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるものをいう。

「オーバーナイトRFR複利(後決め)」とは、支払われる利息の対象期間の開始日から終了日までの実際の無担保コールオーバーナイト物レートを日次複利で積み上げる方法(ただし、利息を支払うべき日に利息を支払うための実務上の調整を含み、当該方法及び調整は、代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が関連監督当局等による推奨内容又はその時点における市場慣行を考慮のうえ決定する。)により算出されたものとして代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザー

が選任されていない場合には当社)が合理的に指定する情報ベンダー等により公示されるレートを用いる。

「ISDA定義集」とは、国際スワップ・デリバティブズ協会(International Swaps and Derivatives Association、以下「ISDA」という。)(又は承継するその他の者)が公表している2006年版ISDA定義集(その後の訂正及び補足書類を含む。 )又はその時々公表される金利デリバティブに関する承継する定義集を用いる。

「スプレッド調整」とは、6ヶ月ユーロ円ライボを代替参照レートで代替する結果として本社債権者に及び経済的な不利益又は利益を、その状況において合理的な範囲で削減又は除去するために、かかる代替参照レートの調整に必要なスプレッド(正、負又は零のいずれもあり得る。 )又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法をいい、優先順位は、以下に掲げる順とする。

代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が、6ヶ月ユーロ円ライボの代替参照レートへの代替に関連して、関連監督当局等により正式に推奨されていると認識又は確認していると判断するスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法

上記に規定する推奨がなされない場合(かかる推奨に従ってスプレッドを算出することが実務上困難な場合を含む。 )、代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が6ヶ月ユーロ円ライボを参照する債券資本市場取引において、6ヶ月ユーロ円ライボが代替参照レートに代替された場合の市場慣行として使用されていると認識又は確認されていると判断するスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法

上記に規定する市場慣行として使用されているものが認識又は確認されない場合、代替参照レート決定アドバイザー(代替参照レート決定アドバイザーが選任されていない場合には当社)が、その時点における市場慣行を考慮の上、その裁量により、合理的かつ適切であると判断するスプレッド又はスプレッドを計算する計算式若しくは計算方法(6ヶ月ユーロ円ライボの代替指標としてISDA定義集において定められているものに適用されるスプレッド調整及び実務上取得可能な一定期間における過去の6ヶ月ユーロ円ライボと代替参照レートの差の平均値又は中央値を算出する方法を含むが、これに限られない。 )

へ 当社は、別記((注)3.財務代理人)に定める財務代理人に本(2)イ乃至二に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。

ト 当社及び財務代理人は、その本店において、各利息計算期間の開始日から5日以内(利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。 )に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

### (3)任意停止

#### イ 利払いの任意停止

当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。 )及び財務代理人に対し任意停止金額(下記に定義する。 )の通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる(当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」という。 )。なお、当該任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日(この日を含む。 )までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄に定める利率による利息(以下「追加利息」という。 )が付される(なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。 )。

## □ 任意支払

当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の一部又は全部を支払うことができる。

当該支払は、弁済される利払日時点の本社債権者に支払われる。

## 八 強制支払

## ( ) 劣後株式への支払による強制支払

上記イの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日の翌日）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の 又は の事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）又は強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払残高（各本社債に関して、その時点において残存するすべての任意停止金額及びこれに対する追加利息のことをいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。

当社が当社普通株式並びに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（以下併せて「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」という。）第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合又は支払を行った場合

当社が劣後株式の買入れ又は取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）

(a) 会社法第155条第8号乃至第13号に基づく事由

(b) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求

(c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項又は第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求

(d) 会社法第116条第1項又は第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求

(e) 会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得

(f) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由

「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行若しくは募集又は借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券又は借入れに関して支払われ得る価格、利率又は配当率を考慮しない。

「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）及び同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。

「優先株式」とは、当社が今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記（（注）6．劣後特約）に定義する。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、本社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

## ( ) 同順位証券への支払による強制支払

上記イの規定にかかわらず、任意停止利払日（当日を含む。）から当該任意停止利払日の直後の利払日（当日を含まない。）までの期間において同順位証券に関する配当又は利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日に、当該任意停止利払日に係

	<p>る任意停止金額及びこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。</p> <p>二 任意未払残高の支払</p> <p>( ) 当社は、任意未払残高の一部又は全部を支払う場合、弁済する当該利払日又は償還日の12銀行営業日前までに、本社債権者及び財務代理人に対し支払う任意未払残高の金額(以下「支払金額」という。)及び該当任意停止利払日の通知を行う。その場合、支払われる金額は、各社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。本(i)において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>( ) 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額及びこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額及びこれに対する追加利息の内訳を財務代理人に通知する。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記(注)10. 元利金の支払)記載のとおり。</p>
償還期限	2081年2月3日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 ただし、期限前償還の場合は、本欄第2項(2)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1)満期償還 本社債の元金は、2081年2月3日(以下「満期償還日」という。)に、同日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。</p> <p>(2)期限前償還 本項(1)の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。</p> <p>イ 当社の選択による期限前償還 当社は、2033年2月3日(以下「初回任意償還日」という。)及び2033年2月3日以降の各利払日(以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。)において、30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び別記(注)3.財務代理人)に定める財務代理人に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で、任意償還日(当日を含む。)までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。</p> <p>ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由(下記に定義する。)が生じ、かつ継続している場合、当社は、30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び財務代理人に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、(i)当社が当該期限前償還のために設定する日(以下「税制事由償還日」という。)が初回任意償還日以前の日(初回任意償還日当日を除く。)である場合には、各社債の金額100円につき金101円で、又は(ii)税制事由償還日が初回任意償還日以降の日(初回任意償還日当日を含む。)である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、税制事由償還日(当日を含む。)までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法(昭和40年法律第34号)第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。</p> <p>ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由(下記に定義する。)が生じ、かつ継続している場合、当社は、30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び財務代理人に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、(i)当社が当該期限前償還のために設定する日(以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。)が初回任意償還日以前の日(初回任意償還日当日を除く。)である場合には、各社債の金額100円につき金101円で、又は(ii)資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日(初回任意償還日当日を含む。)である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、資本性変更事由償還日(当日を含む。)までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者(株式会社格付投資情報センター、S&amp;Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。)のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、当該信用格付業者が</p>
-------	--

	<p>認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。</p> <p>(3)本社債の満期償還日又は期限前償還日(併せて以下「償還日」という。)が東京における銀行休業日にあたる場合は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2033年2月3日までに期限前償還される場合で当該日が東京における銀行休業日にあたる場合は、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、業務規程等により買入消却の申請が認められない日を除く。</p> <p>(5)本社債の償還又は買入れについては、本項のほか、別記(注)6.劣後特約)に定める劣後特約に従う。</p> <p>3.償還元金の支払場所 別記(注)10.元利金の支払)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年1月28日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年2月3日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

## (注)1.信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

## (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&amp;I」という。)

信用格付:A(取得日 2021年1月28日)

入手方法:R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号:03-6273-7471

## (2) S&amp;Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&amp;P」という。)

信用格付:A-(取得日 2021年1月28日)

入手方法:S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。

問合せ電話番号:03-4550-8000

## (3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

信用格付:Ba1(取得日 2021年1月28日)

入手方法:ムーディーズのホームページ(<https://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。

問合せ電話番号:03-5408-4100

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがあ

る。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、本社債権者は当社に対し、社債券の発行を請求することができる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、記名式への変更、その分割又は併合は行わない。

## 3. 財務代理人

- (1) 当社は、別に定める財務代理契約証書に基づき、株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)に本社の財務代理事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債に関して、本社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告し、公告した日から30日の経過期間を経てこれを行うことができる。
- (4) 本社債権者が財務代理人に請求又は通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。
- (5) 当社は、その本店及び財務代理人の本店に財務代理契約証書の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 4. 社債管理者の不設置

本社は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社の債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

## 5. 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

## 6. 劣後特約

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後速やかに、本社債権者及び財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の(i)及び(ii)を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

( ) 劣後事由の発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

( ) 劣後事由の発生日における当該本社債に関する任意未払残高及び劣後事由の発生日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件(下記に定義する。)が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

( ) 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合

( ) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法(平成16年法律第75号)(以下「破産法」という。)の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

( ) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法(平成14年法律第154号)(以下「会社更生法」という。)の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

( ) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法(平成11年法律第225号)(以下「民事再生法」という。)の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

( ) 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権若しくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- ( ) 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- ( ) 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合
- ( ) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- ( ) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- ( ) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたとであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

#### 7. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

#### 8. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、本（注）6. に規定される劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

#### 9. 法令の改正等に伴う読み替えその他の措置

会社法その他法令の改正等、本社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は所要の措置を講じるものとする。

#### 10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金（任意停止金額及びこれに対する追加利息を含む。）は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われる。

#### 11. 発行代理人及び支払代理人

業務規程等に基づき本社債の発行代理人及び支払代理人が行うべき業務は財務代理人が行う。

#### 12. 公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載する。

#### 13. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当る本社債を有する本社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）2. ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を提示したうえ、社債権者集会の

目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

- (3) (注)13. 第(1)号及び第(2)号に伴う事務手続については、当社は財務代理人にその事務を委託する。
- (4) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (5) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前4号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

#### 14. 社債要項の公示

当社は、その本店及び財務代理人の本店に本社債の社債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

**4【社債の引受け及び社債管理の委託(第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(60年債))】****(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	17,300	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額2億6,250万円とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	8,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,100	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,100	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	900	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	900	
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	900	
計	-	35,000	

**(2)【社債管理の委託】**

該当事項はありません。

## 5【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
115,000	950	114,050

(注) 上記金額は、第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）及び第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の合計金額です。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額114,050百万円は、全額を2021年2月3日に繰上償還予定の第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）及び第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の償還資金の一部に充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、主幹事である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBＣ日興証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、シティグループ証券株式会社、野村證券株式会社及びJPモルガン証券株式会社に対して投資者より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各主幹事を通じて、当社に開示、提供及び共有される予定です。なお、当社は当該情報について、本社債の募集又は発行に関する目的以外には使用しません。

### 本社債の償還及び買入消却に関する制限について

以下に記載される事項は本社債の証券情報の一部を形成せず、法的又は契約上の義務は生じない。

当社は、財務健全性と資本効率の両立及び持続的な成長を目的として本社債を発行しており、本社債の満期以前に本社債を償還又は買入消却する場合は、格付機関から本社債と同等の資本性が認定される商品により、本社債を借り換えることを想定している。

以下の場合、本社債の満期以前に本社債を償還又は買入消却する場合、同等の資本性を有する商品によって借り換えることを見送る可能性がある。

- ( ) S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S & P」という。）による当社への格付がA + 以上であり、かつ、当該償還又は買入消却によりこの水準を下回る懸念がない場合
- ( ) 当該償還又は買入消却により、当社の主要な財務健全性指標が、2016年2月3日発行の第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）及び同日発行の第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）発行時（2015年10月30日に公表した2016年3月末時点予想数値）と比べて悪化しない場合
- ( ) (x)連続した12か月間において、本社債当初発行元本総額の10%未満又は(y)連続した10年間において、本社債当初発行元本総額の25%未満の買入消却の場合
- ( ) 本社債が税制事由又は資本性変更事由（S & Pによる資本性評価基準の変更による場合に限る。）により償還される場合
- ( ) 本社債にS & Pによる資本性（S & Pにより“資本性”と同義で用いられる用語）を付与されない場合
- ( ) 主要な取引所の閉鎖等に起因して市場機能が停止している場合。但し、市場機能が回復し、かつ、当該時点において上記(i)乃至(ii)の例外規定に該当しない場合、速やかに借換えを行うことを要する

当該借換えは、当該償還又は買入消却が行われる日の以前360日の間に行われる。尚、当社又は当社の子会社が、少なくとも本社債の当初の資本性と等しいS & Pによる資本性を付与された証券を第三者の購入者へ売却することにより受領する発行純手取金は当該借換えとしてカウントされる。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第116期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）2020年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第117期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日） 2020年8月14日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第117期第2四半期（自2020年7月1日 至2020年9月30日） 2020年11月13日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021年1月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021年1月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2021年1月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 中長期的な経営戦略、目標とする経営指標及び会社の対処すべき課題」に記載された2020年度の業績予想における計数目標を2020年11月11日付で修正しており、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱地所株式会社本店

(東京都千代田区大手町一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

三菱地所株式会社横浜支店

(横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号)

三菱地所株式会社中部支店

(名古屋市中区栄二丁目3番1号)

三菱地所株式会社関西支店

(大阪市北区天満橋一丁目8番30号)

## 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。